

富谷町 上桜木 土地区 画整理 事業	<p>1 一般的事項</p> <p>(1) 宮城県環境影響評価技術指針に基づき検討した結果、公害の防止及び自然環境の保全の見地からは概ね妥当であると思料されるが、保全対策の実施に当たっては、事業区域が国道4号と東北縦貫自動車道に囲まれていることに十分配慮し、特に、供用後における大気質や騒音の状況の把握に努め、必要に応じ保全対策の見直しを行うこと。</p> <p>(2) 工事中において、工事区域内外の斜面の地盤変状等の把握に努め、当該環境影響評価で予期しなかった影響が確認された場合には、必要な対策が適切に行われるよう監視等の体制の整備を図ること。</p> <p>2 公害の防止に係るもの</p> <p>(1) 事業地内の土地利用に当たっては、大気汚染防止対策として、可能な限り地域の緑化を図るとともに、事業所等に設置されるボイラー等から発生する負荷の低減化に努めること。</p> <p>(2) 工事の施工に伴い発生する濁水の対策について、降雨時の濁水流出についても監視を行い、問題等が生じた場合には、適切な対応ができるよう管理体制の整備を図ること。</p> <p>(3) 工事中の騒音や粉じん等の飛散防止については、対策を確実に実施し、周辺市街地への影響が最小限度にとどまるよう配慮すること。</p> <p>3 自然環境の保全に係るもの</p> <p>(1) 地域環境を里山から住宅地に改変することに伴って、動植物相及び生態系が大きく変化するため、改変後における動植物の重要な生息、生育環境となることが考えられる緑地の保全や、新たに創出する水辺環境の機能の確保については、万全を期すよう努めること。</p> <p>(2) 貴重動植物種の移植の実施に当たっては、移植場所や移植時期等に十分配慮すること。また、事後調査により、移植した個体の健全な生育が妨げられていること等が確認された場合は、すみやかに必要な対策を講じること。</p> <p>(3) 工事中において、繁殖時期を中心とするオオタカの生態調査を継続して実施し、調査により新たな配慮が必要と判断された場合は、事後調査の内容の見直し等も含め、必要な対策を講じること。</p>
--------------------------------	---